

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本私鉄労働組合総連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 30 年 11 月 26 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

労働協約改定等

平成 30 年 11 月 22 日

厚生労働大臣 根本 匠

別 記

函館バス株式会社(北海道)、道北バス株式会社(北海道)、宗谷バス株式会社(北海道)、十勝バス株式会社(北海道)、くしろバス株式会社(北海道)、株式会社じょうてつ(北海道)、北海道北見バス株式会社(北海道)、旭川電気軌道株式会社(北海道)、阿寒バス株式会社(北海道)、北都交通株式会社(北海道)、てんてつバス株式会社(北海道)、網走バス株式会社(北海道)、夕張鉄道株式会社(北海道)、北海道拓殖バス株式会社(北海道)、ふらのバス株式会社(北

海道)、北紋バス株式会社(北海道)、根室交通株式会社(北海道)、士別軌道株式会社(北海道)、名士バス株式会社(北海道)、斜里バス株式会社(北海道)、道南バス株式会社(北海道)、弘南鉄道株式会社(青森)、下北交通株式会社(青森)、岩手県交通株式会社(青森、岩手、宮城、秋田、埼玉、東京、神奈川)、岩手開発鉄道株式会社(岩手)、岩手県北自動車株式会社(青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川)、秋田中央交通株式会社(宮城、秋田、東京)、羽後交通株式会社(岩手、宮城、秋田、山形、東京、神奈川)、秋田臨海鉄道株式会社(秋田)、十和田観光電鉄株式会社(青森、岩手、宮城、東京)、庄内交通株式会社(宮城、秋田、山形、埼玉、千葉、東京、京都、大阪)、宮城交通株式会社(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、千葉、東京、富山、石川、愛知、京都、大阪)、福島交通株式会社(宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、新潟、愛知、京都、大阪)、株式会社協同バス(埼玉)、小田急バス株式会社(千葉、東京、神奈川)、関東バス株式会社(千葉、東京、愛知、京都、大阪、奈良、岡山)、湘南モノレール株式会社(神奈川)、越後交通株式会社(埼玉、東京、新潟、大阪)、富山地方鉄道株式会社(宮城、東京、新潟、富山、石川、長野、岐阜、愛知、京都、大阪)、立山黒部貫光株式会社(富山、長野)、加越能鉄道株式会社(東京、富山、石川、岐阜、愛知)、富山地鉄北斗バス株式会社(富山、岐阜)、新富観光サービス株式会社(富山)、北陸鉄道株式会社(宮城、山形、東京、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、京都、大阪)、北日本観光自動車株式会社(東京、石川)、北陸交通株式会社(石川)、小松バス株式会社(石川)、京福電気鉄道株式会社(福井)、京福バス株式会社(東京、石川、福井、愛知、京都、大阪)、福井鉄道株式会社(東京、福井、愛知、京都、大阪)、レインボー観光自動車株式会社(福井)、明星観光バス株式会社

(京都)、エイチ・ディー西広島株式会社(広島)、芸陽バス株式会社(広島)、株式会社中国バス(東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島、愛媛、福岡)、鞆鉄道株式会社(広島、愛媛)、備北交通株式会社(島根、広島)、因の島運輸株式会社(広島)、本四バス開発株式会社(広島、愛媛)、防長交通株式会社(東京、京都、大阪、兵庫、島根、広島、山口、福岡)、サンデン交通株式会社(山口、福岡)、船木鉄道株式会社(山口)、中鉄バス株式会社(兵庫、島根、岡山)、岡山電気軌道株式会社(岡山)、水島臨海鉄道株式会社(岡山)、備北バス株式会社(大阪、岡山)、宇野自動車株式会社(岡山)、中鉄北部バス株式会社(岡山)、日ノ丸自動車株式会社(東京、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、福岡)、石見交通株式会社(大阪、島根、広島)、一畑電車株式会社(島根)、一畑バス株式会社(東京、京都、大阪、鳥取、島根、岡山、広島)、南国交通株式会社(福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島)、沖縄バス株式会社(沖縄)